

別記 4

国産野菜の生産・利用拡大優良事業者等審査基準

以下の審査項目により総合的に判断し、特に優秀と認められる生産関係者並びに実需者及び流通関係者（以下「実需者等」という。）の連携による取組を表彰する。

1 共通の審査項目

- (1) 契約方法及び継続契約年数
- (2) 生産関係者と実需者等が連携し、新たな需要の開拓、安全・安心への取組、コスト低減への取組を行っているか
- (3) 契約取引に伴うリスク軽減措置（契約野菜安定供給制度の活用等）が図られているか
- (4) 契約野菜安定供給制度の普及又は制度改善への協力等を行っているか
- (5) その他特に顕著な功績があるか

2 生産関係者に対する審査項目

- (1) 加工・業務用需要に対応した野菜の安定供給を行っているか
- (2) ニーズに適合した品質・規格等に対応できる生産者のグループ化を図り、生産効率の向上や品質維持（冷蔵貯蔵施設の設置など）に努めているか
- (3) 実需者等のニーズに機動的に対応するため、マーケティング担当者の育成や専門部署の設置等を行っているか
- (4) 実需者等の用途別ニーズや加工・調理現場の視察による作業内容の把握に努めているか
- (5) その他特に顕著な功績があるか

3 実需者等に対する審査項目

- (1) 国産野菜の積極的な利用増進を図っているか
- (2) 加工・業務用野菜原材料について、輸入野菜から国産野菜に切り替える等の実績があるか
- (3) 天候等の影響による状況の変化に柔軟に対応し、メニューの変更、代替国産野菜の活用等が行われているか
- (4) 生産関係者との密接な情報交換や産地視察を実施し、情報の共有及び信頼関係の構築に努めているか
- (5) 産地間リレー出荷の調整を実施するなど、生産関係者・実需者間のコーディネーターとして安定供給に向けた取組を行っているか
- (6) その他特に顕著な功績があるか